



抗菌・抗ウイルス塗料製品管理のための
ガイドライン

2023年4月1日

一般社団法人 日本塗料工業会

【 目 次 】

1. 目的	1
2. 管理対象	1
2.1 対象製品	1
2.2 対象特性	1
3. ガイドラインにおける自主的管理の考え方について	2
3.1 自主的基準の性格	2
3.2 ガイドラインに対する会員の対応と製品の保証について	2
4. 抗菌塗料製品に関するガイドライン	2
4.1 抗菌性及び抗ウイルス性	2
4.1.1 適用範囲	2
4.1.2 抗菌及び抗ウイルスの定義	2
4.1.3 抗菌及び抗ウイルス活性試験方法	3
4.1.4 効果の持続性試験	3
4.1.5 抗菌又は抗ウイルス性能評価基準	4
4.2 安全性基準	8
4.2.1 基本事項	8
4.2.2 抗菌剤又は抗ウイルス加工剤原体の安全性基準	8
5. 抗菌塗料製品の当工業会としての保証等について	9
5.1 表示について	9
5.2 (一社)日本塗料工業会の役割について	9
別紙. 【参考区分表】製品分類例と試験区分	11

1. 目的

抗菌製品に対しては、過去において、その抗菌特性、安全性の基準が明確でない状況で製品が販売され、消費者からの各種のクレームも出たこともあった。このために、旧通商産業省は「抗菌製品を市場に提供する業界はこれらの品質、安全性を管理すべき」としたガイドラインを作成した。これを受けて、当工業会は直接暴露する可能性のある家庭用と現場塗装用の建築塗料を対象に、管理基準としてのガイドラインを作成し、会員が自主的に対応することを要望してきた。近年、多様な作用機構を応用した抗菌塗料や、抗菌だけでなく抗ウイルス効果も付与した塗料が開発されてきたため、この度、『抗菌・抗ウイルス塗料製品管理のためのガイドライン』として改定することにした。

このガイドラインの最終の目的は、「抗菌」又は「抗ウイルス」と表示されている塗料製品において、ユーザーの期待する標準的な抗菌性能や抗ウイルス性能と安全性が確保されることにある。

2. 管理対象

2.1 対象製品

消費者が取り扱う「家庭用塗料」、及び消費者が直接暴露する可能性のある「建築塗料（現場塗装用）」をメインの対象とする。これ以外にも「抗菌」や「抗ウイルス」と表示される塗料があるが、消費者に製品として販売されるものに塗装される場合は、その製品を最終的に製造する業界の基準に従うこととなる。

2.2 対象特性

このガイドラインの対象とする特性は、製品により得られる塗膜の抗菌性や抗ウイルス性、及びこの製品に使用される抗菌剤や抗ウイルス加工剤についての安全性を対象とし、管理の考え方を示す。その他の品質特性については、関係する JIS 等において、その塗料の目的に対応する品質が満足されることを前提とする。また、その製品全般についての安全性についてはその商品の関係する法律等に従うこと、及び通常有すべき安全性に相当するものとする。

解説：現在、市場に出ている多くの化学物質について、まだ十分に安全性情報があるわけでない。また、混合物としてその都度、安全性を試験することは実際的に不可能である。そのため、塗料のように多数の化学物質の混合物である製品について全ての安全性を想定しての基準を作ることは難しい。また、安全性については、この製品が使われる場合を想定して、この製品に使用される抗菌剤及び抗ウイルス加工剤原体についての主な項目と管理可能な基準とした。その製品自体の安全性については、関係法律及び製造物責任法において求められる安全性が基準となるものとする。その製品の品質については、抗菌性或いは抗ウイルス性以外は JIS などその製品の関係規格及び本来その製品に要求される特性を満足出来るものとした。

3. ガイドラインにおける自主的管理の考え方について

3.1 自主的基準の性格

ラベル、カタログ等に「抗菌」や「抗ウイルス」と表示する製品を製造する会員が、この基準を守ることにより、抗菌性や抗ウイルス性、及び安全性について適正なレベルを守ることが出来るようにする。このためには、客観性のある評価試験情報、安全性情報に基づいた基準とすべきである。また、これは会員企業が責任を持って自主的に対応するための基準であって、個々の製品について、この基準の採否、結果の対応については各企業が責任を持つものとする。

解説：この自主的基準は、当工業会が管理システムを作り、審査、登録などの管理を行うものでなく、各企業が自主的に対応するものとする。当工業会はこの自主基準の内容については関与するが、個々の製品について管理をするものではない。

3.2 ガイドラインに対する会員の対応と製品の保証について

個々の製品の品質保証はガイドラインに対し適切な評価がされているかどうかを基準とする。これは、ユーザーの要求に対し、その製品についてこの基準に対応した必要な情報、第三者機関の評価試験等が提供出来ることを保証の条件とする。

解説：ガイドラインにおける品質保証は非常に難しいが、当工業会としては、消費者に抗菌性、安全性に対する適切な関係情報の公開が出来る体制があることを品質保証の担保としたい。このために、公知の情報及び第三者機関における試験情報があることが前提になるものとする。(一社)抗菌製品技術協議会(SIAA)や光触媒工業会(PIAJ)では、抗菌性や安全性に関する試験情報の提供を受けて商品登録をし、登録マークを付けることで認証している。これらの認証は公知の情報や指定する第三者機関での試験情報の提供が必須となっていることから、当工業会では、塗料においても抗菌性又は抗ウイルス性の作用機構や用途に応じて、これらの認証を受けることを推奨する。

4. 抗菌塗料製品に関するガイドライン

4.1 抗菌性及び抗ウイルス性

4.1.1 適用範囲

この基準は、塗料製品を用いて塗装された塗膜についての抗菌性能又は抗ウイルス性能を評価し、要求性能を規定するものである。

4.1.2 抗菌及び抗ウイルスの定義

①塗料における抗菌性：塗装した塗膜表面における細菌の増殖を抑制する事。

(黒ずみ等の原因であるカビ等の「真菌類」は、「抗菌加工製品」における「抗菌」の対象とする細菌には含まれない)

②塗料における抗ウイルス性：塗装した塗膜表面におけるウイルスを不活化する事。

4.1.3 抗菌及び抗ウイルス活性試験方法

塗膜表面での効果や作用機構に応じて、次に示す方法により試験すること。

①抗菌活性試験：JIS Z 2801（光触媒以外）、又は JIS R 1702（紫外線応答型光触媒）、
又は JIS R 1752（可視光応答型光触媒）

②抗ウイルス活性試験：ISO 21702（光触媒以外）、又は JIS R 1706（紫外線応答型光触媒）、
又は JIS R 1756（可視光応答型光触媒）

4.1.4 効果の持続性試験

抗菌及び抗ウイルス活性評価の前処理として持続性試験を実施する。持続性試験は塗膜の耐水性試験と耐光性試験からなり、試験条件はそれぞれ表 1、表 2 に示す区分とする。

表 1. 耐水性試験の試験条件区分

区分	浸漬条件		適用（範囲）
	水温 （℃）	浸漬時間 （hr）	
0	実施せず		通常、水に触れる事がない被塗物
1	常温*	16	水に触れる事が少ない被塗物
2	50±5	16	水に接触する事が多い被塗物
3	90±5	16	温水に接触する事が多い被塗物

*) 常温：5℃～35℃（JIS Z 8703）

表 2. 耐光性試験の試験条件区分

区分	光照射時間 （hr）		適用（範囲）
	キセノン	サンシャイン	
0	実施せず		使い捨て等の光照射の影響を考慮しなくても良い被塗物
1	10	8	光照射の機会が少ない被塗物
2	100	80	光照射の機会が多い被塗物

一般的な塗料の持続性試験は次の通りとする。

① 外装用塗料：耐水性試験区分（3）且つ耐光性試験区分（2）で行う。

② 内装用塗料：耐水性試験区分（0）且つ耐光性試験区分（1）で行う。

但し、試験条件は製品の使用用途によって異なるため、被塗物の製品規格や基準によって、別途定められている場合は、その試験条件を採用しても良い。

解説：効果の持続性試験については SIAA の基準を基に一般的な塗料にのみ策定したが、被塗物の用途に応じて、様々な規格や基準等が存在すると考える。従って、その規格や基準等で要求される試験が耐水性及び耐光性において、ここに定める試験条件よりも厳しい

条件であると判断できる場合は、その試験をもって持続性試験とすることができる。
 また、別途持続性試験条件を設定する場合は、関係する機関や企業と十分に協議した上で実施する必要がある。持続性試験条件区分の参考として、別紙に SIAA の参考区分表を添付する。

4.1.5 抗菌又は抗ウイルス性能評価基準

持続性試験（耐水性試験及び耐光性試験）を実施した後の塗膜を用いて抗菌又は抗ウイルス活性試験を行って評価し、それぞれ表 4 又は表 5 に適合すること。

また、塗料製品の作用機構として光触媒効果を謳う場合は、必ず該当する活性試験方法で評価する必要がある。

なお、評価試験は JNLA 認定試験機関などの第三者機関で行うこと。

解説：ハイブリッド光触媒では、光を照射しない条件でも抗菌や抗ウイルス活性を示すものがある。この場合の作用機構として、光触媒効果を謳うのであれば光触媒材料の活性試験（例、JIS R 1702 など）を行う必要がある。もし光触媒材料以外の活性試験（例、JIS Z 2801 など）で評価した場合は、光触媒効果を謳ってはいけない。

表 4. 抗菌性能評価

活性区分	評価方法	評価基準
光触媒活性以外の場合	JIS Z 2801	<p>抗菌活性値が 2.0 以上であること。</p> $R = (U_t - U_0) - (A_t - U_0) = U_t - A_t \geq 2.0$ <p>R：抗菌活性値 U₀：無加工の接種直後の生菌数の対数値の平均値 U_t：無加工の 24 時間後の生菌数の対数値の平均値 A_t：抗菌加工の 24 時間後の生菌数の対数値の平均値</p>
光触媒活性を謳う場合	紫外光 JIS R 1702	<p>下記①および②をとともに満たすこと。なお、ハイブリッド光触媒を用いて、紫外光が当たらない環境における抗菌性能を謳う場合は、③を満たすこと。</p> <p>① 抗菌活性値</p> $R_L = \log(B_L / C_L) \geq 2.0$ <p>R_L：紫外放射照度条件での抗菌活性値 B_L：無加工×光照射（紫外放射照度条件）での生菌数の平均値 C_L：光触媒加工×光照射（紫外放射照度条件）での生菌数の平均値</p> <p>② 光照射による抗菌活性値</p> $\Delta R = \log(B_L / C_L) - \log(B_D / C_D) \geq 0.3$

		<p>ΔR : 光照射による抗菌活性値 B_D : 無加工×暗所保管での生菌数の平均値 C_D : 光触媒加工×暗所保管での生菌数の平均値</p> <p>ただし、光照射による抗菌活性値 ΔR は、C_D の値が 100 個未満の場合に、紫外放射照度条 0.25 mW/cm² 以下の条件で、光照射時間を短くするか、接種用菌液の有機物を多くするか、あるいはそのいずれも変更した方法で追加試験を行って ΔR を算出してもよい。</p> <p>③暗所における抗菌活性値</p> <p>① 抗菌活性値および②光照射による抗菌活性値を満たす場合は $R_D = \log(B_D / C_D) \geq 2.0$ R_D : 暗所における抗菌活性値</p> <p>上記を満たさない場合は $R = (U_t - U_0) - (A_t - U_0) = U_t - A_t \geq 2.0$ (JIS R 1702 に準拠) U_0 : 無加工の接種直後の生菌数の対数値の平均値 U_t : 無加工の 24 時間後の生菌数の対数値の平均値 A_t : 光触媒加工の 24 時間後の生菌数の対数値の平均値</p>
可視光	JIS R 1752	<p>下記①および②をともに満たすこと。なお、ハイブリッド光触媒を用いて、可視光が当たらない環境における抗菌性能を謳う場合は、③を満たすこと。</p> <p>① 抗菌活性値 $R_{F-L} = \log(B_{F-L} / C_{F-L}) \geq 2.0$ R_{F-L} : 照度条件 F および I での抗菌活性値 F : 試験で用いたシャープカットフィルタの種類 L : 試験で用いた照度 (500 lx) B_{F-L} : 無加工×光照射 (照度条件 F-L) での生菌数の平均値 C_{F-L} : 光触媒加工×光照射 (照度条件 F-L) での生菌数の平均値</p> <p>② 光照射による抗菌活性値 $\Delta R = \log(B_{F-L} / C_{F-L}) - \log(B_D / C_D) \geq 0.3$ ΔR : 光照射による抗菌活性値 B_D : 無加工×暗所保管での生菌数の平均値 C_D : 光触媒加工×暗所保管での生菌数の平均値</p> <p>ただし、光照射による効果 ΔR は、C_D の値が 100 個未満の場合に、照度 3000lx 以下の条件で、光照射時間を短くするか、接種用菌液の有機物を多くするか、あるいはそのいずれも変更した方法で追加試験を行って ΔR を算出してもよい。</p>

			<p>③暗所における抗菌活性値</p> <p>① 抗菌活性値および②光照射による抗菌活性値を満たす場合は $R_D = \log(B_D / C_D) \geq 2.0$ R_D : 暗所における抗菌活性値 上記を満たさない場合は $R = (U_t - U_0) - (A_t - U_0) = U_t - A_t \geq 2.0$ (JIS R 1752 に準拠) U_0 : 無加工の接種直後の生菌数の対数値の平均値 U_t : 無加工の 24 時間後の生菌数の対数値の平均値 A_t : 光触媒加工の 24 時間後の生菌数の対数値の平均値</p>
--	--	--	---

表 5. 抗ウイルス性能評価

活性区分	評価方法	評価基準
光触媒活性以外の場合	ISO 21702	<p>抗ウイルス活性値が 2.0 以上であること。</p> $R = (U_t - U_0) - (A_t - U_0) = U_t - A_t \geq 2.0$ R : 抗ウイルス活性値 U_0 : 無加工の接種直後のウイルス感染価の対数値の平均値 U_t : 無加工の 24 時間後のウイルス感染価の対数値の平均値 A_t : 抗ウイルス加工の 24 時間後のウイルス感染価の対数値の平均値
光触媒活性を謳う場合	紫外光 JIS R 1706	<p>下記①および②をともに満たすこと。また、ハイブリッド光触媒を用いて、紫外光が当たらない環境における抗ウイルス性能を謳う場合は、更に③も満たすこと。</p> <p>① 抗ウイルス活性値 $V_L = \log(B_L / C_L) \geq 2.0$ V_L : 紫外放射照度条件での抗ウイルス活性値 B_L : 無加工×光照射（紫外放射照度条件）でのウイルス感染価の平均値 C_L : 光触媒加工×光照射（紫外放射照度条件）でのウイルス感染価の平均値</p> <p>② 光照射による抗ウイルス活性値 $\Delta V = \log(B_L / C_L) - \log(B_D / C_D) \geq 0.3$ ΔV : 光照射による抗ウイルス活性値 B_D : 無加工×暗所保管でのウイルス感染価の平均値 C_D : 光触媒加工×暗所保管でのウイルス感染価の平均値 ただし、光照射による抗ウイルス活性値 ΔV は、C_D の値が 100 PFU</p>

		<p>未満の場合に、紫外放射照度条 0.25 mW/cm² 以下の条件で、照射時間を短くするか、接種用フェージ液の有機物を多くするか、あるいはそのいずれも変更した方法で追加試験を行って ΔV を算出してもよい。</p> <p>③ 暗所における抗ウイルス活性値 $V_D = \log(B_D / C_D) \geq 2.0$ V_D : 暗所における抗ウイルス活性値</p>
可視光	JIS R 1756	<p>下記①および②をともに満たすこと。また、ハイブリッド光触媒を用いて、紫外光が当たらない環境における抗ウイルス性能を謳う場合は、更に③も満たすこと。</p> <p>① 抗ウイルス活性値 $V_{F-L} = \log(B_{F-L} / C_{F-L}) \geq 2.0$ V_{F-L} : 照度条件 F および L での抗ウイルス活性値 F : 試験で用いたシャープカットフィルタの種類 L : 試験で用いた照度 (500 lx) B_{F-L} : 無加工×光照射 (照度条件 F-L) でのウイルス感染価の平均値 C_{F-L} : 光触媒加工×光照射 (照度条件 F-L) でのウイルス感染価の平均値</p> <p>② 光照射による抗菌活性値 $\Delta V = \log(B_{F-L} / C_{F-L}) - \log(B_D / C_D) \geq 0.3$ ΔV : 光照射による抗ウイルス活性値 B_D : 無加工×暗所保管でのウイルス感染価の平均値 C_D : 光触媒加工×暗所保管でのウイルス感染価の平均値 ただし、光照射による効果 ΔV は、C_D の値が 100 PFU 未満の場合に、照度 3000 lx 以下の条件で、照射時間を短くするか、接種用フェージ液の有機物を多くするか、あるいはそのいずれも変更した方法で追加試験を行って ΔV を算出してもよい。</p> <p>③ 暗所における抗ウイルス活性値 $V_D = \log(B_D / C_D) \geq 2.0$ V_D : 暗所における抗ウイルス活性値</p>

4.2 安全性基準

4.2.1 基本事項

抗菌剤及び抗ウイルス加工剤の成分として次に掲げる化学物質を意図的に使用しないこと。

- ① 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、化審法という) および関連法規によって公表されていない化学物質。
- ② 第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質として化審法施行令によって指定されている化学物質。
- ③ 電離放射線障害防止規則 2 条 2 項で規定されている放射性物質。
- ④ RoHS (特定有害物質使用制限) 指令で規制されている物質。
- ⑤ 毒物及び劇物取締法、又はその指定令で指定されている毒物又は劇物。(対象物質名又は各物質の濃度等による除外規定がある場合はそれに従う。)
- ⑥ 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」および関連法規により規制されている化学物質。

4.2.2 抗菌剤または抗ウイルス加工剤原体の安全性基準

塗料製品に使用する抗菌剤または抗ウイルス加工剤は上記の基本事項に加えて、公的機関またはそれに準ずる機関において安全性試験を実施し、表 6 に掲げる安全性基準にすべて適合する抗菌剤または抗ウイルス加工剤であること。

表 6. 塗料製品に使用する抗菌剤または抗ウイルス加工剤原体の安全性基準

有害性項目	試験方法	安全性基準
急性経口毒性	げっ歯類を用いる単回投与毒性試験 (OECD TG420 など)	LD ₅₀ ≥ 2000 mg/kg であること。
皮膚一次刺激性	ウサギを用いる皮膚刺激性試験、又は <i>in vitro</i> 代替法 (OECD TG404 など)	刺激反応を認めない、又は弱い刺激性程度であること。 P.I.I.(一次刺激性指数) : 2.00 未満
変異原性	Ames 試験	突然変異誘起性は陰性であること。
皮膚感作性	モルモットを用いた感作性試験又はマウスを用いた LLNA 法 (Adjuvant and Patch Test 又は Maximization Test など)	陰性であること。

※安全性試験は有効成分原体で実施し、基準を満たすこと。原体で基準を満たすことができない場合は、原体を希釈したもので安全性試験を実施し、基準を満たすこと。ただし、こ

の場合には、塗膜中の原体濃度（重量基準）を、ばらつきを考慮して、安全性が確認された濃度の 1/2 以下とすること。

※安全性試験データは、原体の SDS や公的な評価書等に記載された試験結果を引用してもよい。データの信頼性については、「化審法における人健康影響に関する有害性データの信頼性評価等について」を参考し、評価に耐えうるものとする。

※安全性試験方法は表中に記載の方法と同等もしくはより厳しい試験方法であることが、一般に認められているものであれば、他の方法を用いてもよい。

※皮膚一次刺激性、変異原性および皮膚感作性については、原体が安全性基準を満足していれば希釈したものも基準をクリアしているものとみなす。

※Ames 試験で陽性の場合、複数の高次試験を行い、総合的に変異原性を評価することができる(例: 哺乳類の培養細胞を用いる染色体異常試験(OECD/TG473)、マウスリンフォーマ TK 試験(OECD/TG476)または in vitro 哺乳類細胞染色体異常試験(OECD/TG473)のうち 1 種、加えて齧歯類を用いる小核試験(OECD/TG474))。

※皮膚感作性試験は医療機器の方法であるため、抽出を原則としているが、本基準では原体またはその希釈物を用いて試験を行うこと。

解説：前述のように、塗料のような混合物又はそれを用いた製品の場合には、その製品自体の安全性試験を行って評価することは、一部の特性を除き、経費などの点で実質的に難しい。従って、その組成から健康有害性を評価、分類することになる。また、塗料製品としては全ての組成を対象にし、その結果を用いてラベル又は SDS に危険・健康有害性表示を行っている。ここでは、塗料全体の評価ではなく、抗菌剤原体及び抗ウイルス加工剤原体についての危険有害性情報から、塗料設計における仕様条件を決めている。また、この抗菌剤原体及び抗ウイルス加工剤原体の健康有害性は信頼性が要求されるので、出来るだけ第三者によるハザード評価が行われている情報を用いることが望ましい。

5. 抗菌塗料製品の当工業会としての保証等について

5.1 表示について

当該製品が、この基準の条件を満たしている場合にのみ、ラベル、カタログ、又は SDS などにおいて「日塗工の抗菌（若しくは、抗ウイルス）基準による」又は「日塗工基準による抗菌（若しくは、抗ウイルス）塗料」と表示することが出来る。ここで、日塗工は（一社）日本塗料工業会と同じである。

また、ホームページなど電子媒体、テレビ、新聞などの広告・宣伝についても同じ条件とする。

5.2 （一社）日本塗料工業会の役割について

- ・当工業会は、個々の抗菌塗料製品についての保証を行うものではない。
- ・個別企業に於いて問題が発生した場合には、各企業が PL 法に基づいて対処することになる。

- ・当工業会は状況に応じてこの自主基準の内容について検討を行い、もし必要であれば改定を行う。
- ・当工業会は、会員の要求があれば、抗菌性、安全性などに関して、保有する情報提供などの援助を行う。

当工業会としては、会員に対して強制的な基準を作ることは出来ないと考える。従って、このガイドラインは、当工業会が基準を作り、保証は製品を製造又は提供をする企業が自主的に行うことを前提としている。このために、基準に対する担保は客観的情報による判断と要求に応じての情報公開を考えたものになっている。これらの考え方により、当工業会における審査、登録等を行わない。

以上。

(一社) 日本塗料工業会

別紙。【参考区分表】製品分類例と試験区分

(SIAA『自主登録時の耐久性(耐水・耐光)試験区分(ガイドライン)』より抜粋)

分野	製品例	耐水性試験 (区分)	耐光性試験 (区分)	
電気製品	食洗器(ドレンパン、内装)	3	1	
	洗濯機(洗濯槽)、食器乾燥機(ドレンパン、内装)、 冷蔵庫(貯水タンク、ドレンパン、貯氷庫内装)、 エアコン(ドレン、フィルター)	2		
	スーパーショーケース(棚・内側塗装面)	1		
	掃除機(外装・ハンドル)、エアコン(外装)、 冷蔵庫(扉ハンドル、外装扉パッキン)、AV機器、 電子レンジ(外装・ハンドル)、炊飯器(外装・ハンドル)、 ジャーポット(外装・ハンドル)	0		
	ジャーポット(注ぎ口・栓)、 コーヒーメーカー(フィルター)	3		
	携帯電話	0		
住宅建材・ 設備機器	屋根、外壁材、舗装、外装塗料、屋外照明器具	3	2	
	浴槽、シャワーヘッド		1	
	便器、キッチンシンク、流し台排水トラップ、 浴室(タイル・防水パン・パネル)、シャワーホース、 洗面化粧台(洗面器)、排水目ざら	2	1	
	セメント目地、生ゴミ処理機器、 洗面化粧台(カウンター・パネル)、浴室手すり、 水洗(レバー、ハンドル)、キッチンカウンター、 温水洗浄便座	1		
	ドアノブ、コック、収納家具、手すり(トイレ、階段)、 壁紙、各種床材、内装建材、化粧棚、内装塗料、天井材、 畳表、階段、木質手摺、 食器棚(扉、取っ手、キャビネット)、イ草、床仕上材、 ペーパーホルダー、収納キャビネット(トイレ・洗面)	0		
	屋内照明器具(カバー)			2

台所用品	食器、マグカップ	3	1
	炊事前掛け、整理トレイ、調味料入れ	1	
	タオルハンガー、ふきん掛け、米びつ	0	
	はし、フォーク、スプーン、まな板、包丁、 スポンジ（タワシ）、食器水切り、洗い桶、ざる、ボール、 三角コーナー、スポンジ（タワシ）受け、石鹼受け	2	
	キッチンバット、しゃもじ	1	0
	ゴミ箱、シート（冷蔵庫用、流し台用）、バスケット	0	
	食品用ラップフィルム、保存袋（ジッパー付きバッグ）、 ポリ袋、アルミカップ（おかずカップ）		
洗面・風呂・トイレ用品	湯かき棒、水切り、洗い桶	2	1
	コーナー（風呂用、流し用）、風呂のフタ、すのこ、 浴用イス、トイレブラシ、浴室カーテン	1	
	タオルハンガー、衣類かご	0	
	浴室マット、石鹼容器、タワシ受け、 スポンジ（タワシ）	2	
	汚物入れ、歯ブラシの柄、カミソリの柄	1	
文房具	シャープペンシル、鉛筆、定規、ボールペン、ノート、 下敷き、ホチキス、書籍、ペーパー、封筒、紙袋、 包装紙、名刺、インキ	0	1
鉄道・自動車	ハンドル、レバー、ガラス飛散防止フィルム	0	2
	吊革、網棚、インテリア部品		1
その他	砂、外装用塗料	3	2
	コップ、水まくら、化粧品容器	2	1
	ブーツ、長靴、弁当箱、歯ブラシ立て、食品コンテナ	1	
	マイク、衣装ケース、ゴミ箱、補聴器、カード、 体温計、畳、ペット用ベッド、くし、ペット用砂、 食品包装用フィルム、メガネ、サングラス	0	
	使い捨て手袋		0